

公益社団法人常滑市シルバー人材センター会費規程

規程第 10 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人常滑市シルバー人材センター定款第 7 条に定める会費に関し必要な事項を定める。

(会費の額)

第 2 条 会員が 1 会計年度に納入すべき会費の額は、別表に定める額とする。

(納入期日)

第 3 条 会費は毎年 1 回、6 月末日までに納入するものとする。なお、年度途中に入会した場合は入会月の翌月末までに納入するものとする。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、昭和 61 年 5 月 28 日より施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成元年 5 月 26 日より施行し、昭和元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 26 日から施行する。

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別 表 (第 2 条関係)

1. 会 費 年額 2,000 円

ただし、1 月・2 月・3 月を入会月とする新規入会会員については、入会初年度に限り、年額会費を 500 円に減額する。

2. プレミアム会員会費 年額 7,200 円(わーくろい知多個人負担分 4,800 円別途徴収)

年度途中入会の場合、年額は以下の表のとおりとする。

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
年額	7,200	6,600	6,000	5,400	4,800	4,200	3,600	3,000	2,400	1,800	1,200	600
個人分	4,800	4,400	4,000	3,600	3,200	2,800	2,400	2,000	1,600	1,200	800	400
計	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000

